

誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領（新旧対照表）

新	旧	備考(建設局要領との比較等)
<p>誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領</p> <p>(目的) 第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、愛知県企業庁では、建設産業の担い手確保に向けた労働環境改善の一環として、建設現場への男女別快適トイレや更衣室等の設置をする「誰もが働きやすい現場環境整備工事」に取り組むこととする。</p> <p>(対象工事) 第2条 愛知県企業庁の発注工事で、原則、設計書の単価適用日が令和8年4月1日以降の設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事及び積算基準及び歩掛表(水道編)第2編第4章により積算する工事については除外する。 2 前項の工事は、同時に「積算基準及び歩掛表(愛知県建設局)」により現場環境改善費の計上対象工事(以下、「現場環境改善対象工事」という。)となる。誰もが働きやすい現場環境整備工事は、現場環境改善対象工事の実施内容を踏まえた上で、第3条に規定する取り組み内容を実施するものである。</p> <p>(取組内容) 第3条 取組内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) 請負者は、契約工期のうち、準備、後片付けに要する日などの現場不稼働日を除く期間において、男女別快適トイレを設置するものとする。 (2) 現場環境改善費に係る計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施するものとする。</p> <p>(快適トイレの仕様等) 第4条 男女別快適トイレの仕様等については、別に定める「快適トイレ設置工事実施要領」第4条から第7条によるものとする。</p> <p>(特記仕様書) 第5条 対象工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。 「第〇条 本工事は土木工事標準仕様書に記載する誰もが働きやすい現場環境整備工事の対象工事とする。」</p> <p>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領</p> <p>(目的) 第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、愛知県企業庁では、建設産業の担い手確保に向けた労働環境改善の一環として、建設現場への男女別快適トイレや更衣室等の設置をする「誰もが働きやすい現場環境整備工事」に取り組むこととする。</p> <p>(対象工事) 第2条 愛知県企業庁の発注工事で、原則、設計書の単価適用日が令和5年4月1日以降の設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事については除外する。 2 前項の工事は、同時に「積算基準及び歩掛表(愛知県建設局)」により現場環境改善費の計上対象工事(以下、「現場環境改善対象工事」という。)となる。誰もが働きやすい現場環境整備工事は、現場環境改善対象工事の実施内容を踏まえた上で、第3条に規定する取り組み内容を実施するものである。</p> <p>(取組内容) 第3条 取組内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) 請負者は、契約工期のうち、準備、後片付けに要する日などの現場不稼働日を除く期間において、男女別快適トイレを設置するものとする。 (2) 現場環境改善対象工事に係る5つの内容の実施にあたり、仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携のうち、2つの内容を実施する費目は営繕関係とする。</p> <p>(快適トイレの仕様等) 第4条 男女別快適トイレの仕様等については、別に定める「快適トイレ設置工事実施要領」第4条から第7条によるものとする。</p> <p>(特記仕様書) 第5条 対象工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。 「第〇条 本工事は土木工事標準仕様書に記載する誰もが働きやすい現場環境整備工事の対象工事とする。」</p> <p>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>建設局要領に準じて除外対象とする工事の見直し</p> <p>建設局要領(国)の改定に準じて修正</p> <p>附則の追加</p>